

令和3年度答申第82号
令和4年3月31日

諮問番号 令和3年度諮問第89号（令和4年3月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金の返還決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）50条1項（平成25年法律第46号（以下「平成25年改正法」という。）による改正（平成30年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）の規定に基づき支給した障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）について、その一部の返還を求める決定（以下「本件返還決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 障害者の雇用に関する事業主の責務

障害者雇用促進法37条（平成25年改正法による改正前のもの）は、全ての事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の

理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならないと規定している。

(2) 障害者の雇用義務（障害者雇用率制度）

障害者雇用促進法43条1項（平成25年改正法による改正前のもの。以下同じ。）は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならないと規定している。

(3) 納付金関係業務

障害者雇用促進法49条1項（平成25年改正法による改正前のもの）は、厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、事業主に対する調整金及び助成金の支給、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収等の業務（以下「納付金関係業務」という。）を行うと規定し、同条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする規定している。

(4) 調整金の支給

ア 障害者雇用促進法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、障害者雇用促進法54条2項（平成25年改正法による改正前のもの。以下同じ。）に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月の初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した納付金の額を超える事業主に対し、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給すると規定している（なお、障害者雇用促進法72条1項（平成25年改正法による改正前のもの）により、精神障害者も調整金の額の算定の対象とされていた。）。

これを受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35

年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。) 14条は、調整金は、年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする規定している。

したがって、調整金の額は、次の算式により算出される。

$$\text{調整金の額} = ((A \times B) - C) \div A \times D$$

A：調整基礎額

B：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

C：納付金の額

D：単位調整額

また、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害者雇用促進法施行規則」という。）15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書（障害者雇用調整金支給申請書）を機構に提出しなければならないと規定し、同条2項（平成30年厚生労働省令第7号による改正（同年4月1日施行）前のもの）は、前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（障害者雇用状況等報告書）を添付しなければならないと規定している。

イ 障害者雇用促進法50条2項（平成25年改正法による改正前のもの）は、上記アの単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に障害者雇用促進法54条3項（平成25年改正法による改正前のもの）に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条2項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする規定している。

これを受けて、障害者雇用促進法施行令15条は、単位調整額は2万7,000円とする規定している。

(5) 納付金の額

ア 障害者雇用促進法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月の初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗

じて得た額とすると規定している。

なお、基準雇用率（障害者雇用促進法施行令18条）は、障害者雇用率（障害者雇用促進法施行令9条）と同率に定められているから、上記の「当該年度に属する各月の初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数」とは、「当該年度に属する各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数」をいうことになる（障害者雇用促進法43条1項参照）。

そして、障害者雇用促進法56条1項は、事業主は、年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならないと規定している。

したがって、納付金の額は、次の算式により算出される。

$$\text{納付金の額 (C)} = A \times E$$

A：調整基礎額

E：前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数

イ そうすると、上記(4)のAの調整金の額を算出する算式（「調整金の額＝（（A×B）－C）÷A×D」）は、「調整金の額＝（（A×B）－（A×E））÷A×D」となるから、調整金の額は、結局、次の算式で算出されることになる。

$$\text{調整金の額} = (B - E) \times D$$

B：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

E：前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数

D：2万7,000円

(6) 納付金関係業務調査

障害者雇用促進法52条2項（令和元年法律第36号による改正（令和2年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができると規定している。

(7) 障害者雇用率制度の対象者

平成2年9月14日付け職発第493号労働省職業安定局長通達「身体障害者等職業紹介業務取扱要領（職業安定行政手引4-4）の改定について」の別添「障害者職業紹介業務取扱要領」（平成31年3月29

日付け職発0329第77号厚生労働省職業安定局長通達による改正（同年4月1日適用）前のもの。以下「局長通達」という。）は、上記(2)の障害者雇用率制度の対象となる労働者の範囲について、次のとおり定めている（第3章第1節の4の(2)のイ）。

ア 障害者雇用率制度の対象となる労働者は、「常時雇用する労働者」であり、ここでいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者で、雇用関係にあるものをいう。

イ また、「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形式のいかんを問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者をいい、次のような者は、「常時雇用する労働者」となる。

(ア) 期間の定めなく雇用されている者

(イ) 一定の期間（例えば、1週間、2か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復更新され、事実上、(ア)と同等と認められるもの（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者）

(ウ) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて、事実上、(ア)と同等と認められるもの（すなわち、(イ)の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者）

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、障害者雇用促進法施行規則15条1項の規定に基づき、平成25年度に係る調整金については平成26年5月14日付けで、平成26年度に係る調整金については平成27年5月13日付けで、平成27年度に係る調整金については平成28年5月10日付けで、それぞれ支給申請書（以下「本件各申請書」という。）を提出して、上記の各調整金（平成25年度に係る調整金213万3,000円、平成26年度に係る調整金205万2,000円、平成27年度に係る調整金145万8,000円）の支給申請をした。

（平成26年度障害者雇用調整金支給申請書（以下「平成26年度申請書」という。））、平成27年度障害者雇用調整金支給申請書（以下「平

成 27 年度申請書」という。) 、平成 28 年度障害者雇用調整金支給申請書 (以下「平成 28 年度申請書」という。)

- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、平成 25 年度に係る調整金については平成 26 年 10 月 27 日付けで、平成 26 年度に係る調整金については平成 27 年 10 月 28 日付けで、平成 27 年度に係る調整金については平成 28 年 10 月 24 日付けで、いずれも上記(1)の支給申請どおりの額の調整金を支給した。

(平成 26 年度調整金・特例調整金支給決定総括表、平成 27 年度調整金・特例調整金支給決定総括表、平成 28 年度調整金・特例調整金支給決定総括表)

- (3) 処分庁は、平成 28 年 7 月 15 日、審査請求人に対し、障害者雇用促進法 52 条 2 項の規定に基づき、納付金関係業務調査 (以下「本件調査」という。) をしたところ、本件各申請書の記載内容に誤りがあることが判明した。

そこで、処分庁は、平成 28 年 12 月 22 日付けで、審査請求人に対し、審査請求人から申請のあった常用雇用労働者と障害者雇用納付金制度の対象となる常用雇用労働者の範囲に違いがあり、その結果、常用雇用労働者数の修正が生じることになったと通知した。

(「障害者雇用納付金制度における常用雇用労働者の計上方法及び調査への協力依頼等について」と題する書面)

- (4) 処分庁は、平成 29 年 6 月 21 日付けで、審査請求人に対し、本件調査の結果を踏まえて、上記(1)の平成 25 年度から平成 27 年度までに係る各調整金 (平成 26 年度申請分、平成 27 年度申請分及び平成 28 年度申請分の各調整金) の額をそれぞれ修正した平成 28 年度 (26 年度申請分) 調整金算定調査書、平成 28 年度 (27 年度申請分) 調整金算定調査書及び平成 28 年度 (28 年度申請分) 調整金算定調査書 (以下これらの調整金算定調査書を「本件各算定調査書」という。) を送付した。

(「障害者雇用調整金算定調査書の送付について」と題する書面)

- (5) 審査請求人は、平成 29 年 7 月 31 日付けで、本件各算定調査書の「上記のとおり相違ないことを確認します。」欄に記名押印をした上で、処分庁に対し、本件各算定調査書を返送した (ただし、上記欄には、「遡及 (処分) を認めるものではありません。」との付記がされていた。)

(本件各算定調査書)

(6) 処分庁は、上記(5)により返送された本件各算定調査書に基づき、平成29年9月8日付けで、審査請求人に対し、「常用雇用労働者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由を付して、上記(2)の支給に係る各調整金のうち、過大に支給した各調整金（平成26年度申請分のうち105万3,000円、平成27年度申請分のうち75万6,000円、平成28年度申請分のうち67万5,000円の合計248万4,000円）の返還を求める決定（本件返還決定）をした。

（障害者雇用調整金返還決定通知書）

(7) 審査請求人は、平成29年12月4日、審査庁に対し、本件返還決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和4年3月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張

処分庁は、本件各申請書において「常用雇用労働者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由で、本件返還決定をした。しかし、本件各申請書における常用雇用労働者数については、平成21年に処分庁に確認し、処分庁から説明を受けたところに従って計上している。

したがって、本件返還決定は、納得のできるものではなく、その取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、審査請求人は、本件各申請書における常用雇用労働者数については、平成21年に処分庁から説明を受けたところに従って計上していると主張するが、平成21年当時の処分庁の担当者から聴取したところによると、処分庁が常用雇用労働者数の計上について審査請求人に誤った説明をしたという事実関係を確認することができなかった。

しかし、調整金の額の算定における常用雇用労働者の範囲については、平成21年度の「障害者雇用納付金制度 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書 記入説明書」（以下「記入説明書」という。）に明記されている。すなわち、常用雇用労働者（常時雇用する労働者をいう。以下同じ。）とは、一定の期間を定めて雇用されている労働者（以下「有期雇用労働者」という。）の場合には、その雇

用期間が反復更新されて、「過去1年を超える期間について引き続き雇用している者」又は「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」をいい、雇用契約等において雇用契約の更新等に係る規定が明記されている労働者は、「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」として取り扱うと記載されている。

また、処分庁は、調整金の申請をする事業主に対しては、毎年度、記入説明書を送付するとともに、説明会を開催している。そして、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の各記入説明書においても、平成21年度の記入説明書の上記の記載内容と同じ内容が記載されている。

さらに、処分庁が審査請求人から提出を受けた有期雇用労働者の労働契約書には、契約の更新を行う場合がある旨が明記されている。

これらを踏まえると、平成21年当時の処分庁の担当者が常用雇用労働者数の計上について審査請求人に誤った説明をしたとは考え難いし、審査請求人が本件各申請書において有期雇用労働者の取扱いが不適切であることを認識していなかったとも考え難いから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- 2 次に、処分庁の決定した調整金の返還額が適正であるかについて検討する（なお、審査請求人の返還すべき調整金の額が合計248万4,000円であること自体については、審査請求人は、本件各算定調査書において相違がないと確認している。）。

調整金の額は、「（前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数－前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数）×2万7,000円」の算式で算定される。

本件各申請書によれば、審査請求人は、平成26年度申請分については、「平成25年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数」は469人、「平成25年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数」は390人であるから、調整金の額は213万3,000円（＝（469人－390人）×2万7,000円）になるとして申請をしたこと、平成27年度申請分については、「平成26年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数」は458人、「平成26年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数」は382人であるから、調整金の額は205万2,000円（＝（458人－382人）×2万7,000円）になるとして申請をしたこと、平成28年度申請分については、「平成27年度の各月の

初日における雇用障害者数の年度合計数」は403人、「平成27年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数」は349人であるから、調整金の額は145万8,000円(= (403人-349人) × 2万7,000円) になるとして申請をしたことが認められる。

しかし、本件調査の結果、本件各申請書において、労働契約書に契約の更新を行う場合がある旨の規定がある有期雇用労働者を常用雇用労働者に含めていないことが判明したため、本件各申請書における法定雇用障害者数の年度合計数は、本件各算定調査書のとおり修正する(平成26年度申請分については447人(57人増)に、平成27年度申請分については434人(52人増)に、平成28年度申請分については374人(25人増)に、それぞれ修正する) ことが必要となった。

また、本件調査の結果、本件各申請書(平成28年度申請書を除く。)において、重度以外の身体・知的・精神障害者(以下「重度以外の障害者」という。)であるとしていた労働者(P)が重度の身体・知的障害者(以下「重度障害者」という。)であること及び雇用障害者数に含めていなかった労働者(Q)が重度以外の障害者であることが判明したため、本件各申請書(平成28年度申請書を除く。)における雇用障害者数の年度合計数は、本件各算定調査書(平成28年度申請分を除く。)のとおり修正する(平成26年度申請分については487人(18人増)に、平成27年度申請分については482人(24人増)に、それぞれ修正する) ことが必要となった。

以上により、平成26年度申請分の調整金の額は108万円(= (487人-447人) × 2万7,000円)、平成27年度申請分の調整金の額は129万6,000円(= (482人-434人) × 2万7,000円)、平成28年度申請分の調整金の額は78万3,000円(= (403人-374人) × 2万7,000円) となるから、本件各申請書における調整金の額との差額は、平成26年度申請分については105万3,000円(= 213万3,000円-108万円)、平成27年度申請分については75万6,000円(= 205万2,000円-129万6,000円)、平成28年度申請分については67万5,000円(= 145万8,000円-78万3,000円) となる。

したがって、処分庁が審査請求人の返還すべき調整金の額を平成26年度申請分については105万3,000円、平成27年度申請分については75万6,000円、平成28年度申請分については67万5,000円の合

計248万4,000円と決定したことは、適正である。

- 3 上記1及び2で検討したところによれば、本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 平成29年12月4日

審理員の指名 : 令和2年1月15日

(本件審査請求の受付から約2年1か月半)

弁明書の提出 : 同年2月10日

反論書の提出期限 : 同年4月2日

処分庁への物件の提出要求 : 令和3年1月27日

(1回目) (弁明書の提出から約11か月半、反論書の提出期限から約10か月)

処分庁への物件の提出要求 : 同年3月23日

(2回目) (弁明書の提出から約1年1か月半、反論書の提出期限から約1年)

審理員意見書の提出 : 同年8月16日

(反論書の提出期限から約1年4か月半)

本件諮問 : 令和4年3月8日

(審理員意見書の提出から約6か月半、本件審査請求の受付から約4年3か月)

- (2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約2年1か月半、②反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約1年4か月半、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約6か月半を費やした結果、④本件審査請求の受付から本件諮問までに約4年3か月もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの各手續にそれぞれ上記の期間を要したことに特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手續に約2年1か月半もの長期間を

要したことは、審査庁としての役割を果たしていないといわざるを得ない。また、上記②の手續に約1年4か月半もの期間を要した間に、審理員は、上記(1)のとおり、処分庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）33条の規定に基づき、2回にわたり、物件の提出要求をしているが、これらの提出要求は、その内容を踏まえるならば、審理員が処分庁から弁明書の提出を受け、その弁明の内容を確認した時点ですることができたし、その時点ですべきであったと考えられるから、これらの提出要求をするのに上記(1)のような長期間を要したことは、審理員としての役割を果たしていないといわざるを得ない。以上によれば、本件審査請求の受付から本件諮問までに約4年3か月もの長期間を要したことは、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項参照）にもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、過去の諮問に対しても、当審査会から、審査請求事件の迅速処理に向けた真摯な対応を求める旨の答申が繰り返されていることを改めて認識されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件返還決定の違法性又は不当性について

(1) 本件返還決定は、本件調査の結果、審査請求人の提出した本件各申請書の記載内容に誤りがあることが判明したとしてされたものである（上記第1の2の(3)）。そして、上記の判明した誤りとは、①本件各申請書において、有期雇用労働者を常用雇用労働者に含めていなかったこと、②本件各申請書（平成28年度申請書を除く。）において、重度障害者である労働者（P）を重度以外の障害者としていたこと及び重度以外の障害者である労働者（Q）を雇用障害者数に含めていなかったことであるとされ（本件各算定調査書、「障害者雇用納付金制度における常用雇用労働者の計上方法及び調査への協力依頼等について」と題する書面）、その結果、本件各算定調査書においては、上記①を理由として本件各申請書における法定雇用障害者数の年度合計数が修正され、上記②を理由として本件各申請書（平成28年度申請書を除く。）における雇用障害者数の年度合計数が修正されている。

ア 法定雇用障害者数の年度合計数の修正について

障害者雇用促進法43条1項及び局長通達によれば、障害者雇用率制

度の対象となる労働者は、「常時雇用する労働者」、すなわち、常用雇用労働者であり、常用雇用労働者とは、雇用契約の形式のいかんを問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者をいい、雇用期間が一定の期間に限定されている者（有期雇用労働者）であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上、期間の定めなく雇用されている者（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者）は、常用雇用労働者となるとされている（上記第1の1の(2)及び(7)）。そして、審査請求人が本件各申請書を作成する際に参考にしたと考えられる平成26年度、平成27年度及び平成28年度の各記入説明書によれば、類似する形態で雇用されている他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されているなどの実態がある場合には、上記の「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」として取り扱うとされ、また、雇用契約等において雇用契約の更新等に係る規定が明記されている場合も、上記の「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」として取り扱うとされている。

処分庁が本件調査において確認したところによれば、審査請求人が使用している労働契約書においては、雇用期間は3か月とされているものの、契約を更新する場合のあることが明記されているから、当該契約を締結した労働者は、上記の「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」として取り扱うことになる。このような契約を締結している有期雇用労働者を常用雇用労働者に含めると、審査請求人の平成25年度から平成27年度までの各年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数は、平成25年度については申告より57人増加して447人、平成26年度については申告より52人増加して434人、平成27年度については申告より25人増加して374人となることが認められる（本件各算定調査書）。

イ 雇用障害者数の修正について

障害者雇用促進法43条4項（平成25年改正法による改正前のもの）は、雇用障害者数の算定に当たっては、重度障害者は、その一人をもって政令で定める数の障害者である労働者に相当するものとみなすと規定し、これを受けて、障害者雇用促進法施行令10条は、上記の

「政令で定める数」は二人とすると規定している。

処分庁が本件調査において確認したところによれば、審査請求人は、本件各申請書（平成28年度申請書を除く。）において、重度障害者である労働者（P）を重度以外の障害者として計上する（平成26年度申請書添付の報告書（障害者雇用状況等報告書（Ⅱ））、平成27年度申請書添付の報告書（障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）））一方で、平成25年10月から重度以外の障害者となった労働者（Q）を障害者として計上していなかった（平成26年度申請書に係る調書、平成27年度申請書に係る調書、本件各算定調査書（平成28年度申請分を除く。）。なお、審査請求人は、平成28年度申請書においては、「P」を重度障害者として計上し、「Q」を重度以外の障害者として計上している（平成28年度申請書添付の報告書（障害者雇用状況等報告書（Ⅱ））））。

そうすると、平成26年度申請分については、当該年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数は、18人増加（重度障害者である「P」を二人として計算することにより12人増加、「Q」を10月から重度以外の障害者として計上することにより6人増加）して487人となり、平成27年度申請分については、当該年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数は、24人増加（重度障害者である「P」を二人として計算することにより12人増加、「Q」を重度以外の障害者として計上することにより12人増加）して482人となることが認められる（平成26年度申請書に係る調書、平成27年度申請書に係る調書、本件各算定調査書（平成28年度申請分を除く。）））。

ウ 調整金の額について

調整金の額は、「（前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数－前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数）×2万7,000円」の算式で算定される（上記第1の1の(4)のア及び(5)のイ）から、平成26年度申請分の調整金の額は108万円（＝（487人－447人）×2万7,000円）、平成27年度申請分の調整金の額は129万6,000円（＝（482人－434人）×2万7,000円）、平成28年度分の調整金の額は78万3,000円（＝（403人－374人）×2万7,000円）となる。

エ 返還すべき調整金の額について

審査請求人は、平成26年度申請分の調整金として213万3,000円、平成27年度申請分の調整金として205万2,000円、平成28年度申請分の調整金として145万8,000円の支給を受けている（上記第1の2の(1)及び(2)）から、上記ウによれば、審査請求人は、過大に支給を受けた調整金として、平成26年度申請分については105万3,000円（＝213万3,000円－108万円）、平成27年度申請分については75万6,000円（＝205万2,000円－129万6,000円）、平成28年度申請分については67万5,000円（＝145万8,000円－78万3,000円）を返還すべきことになる。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、平成26年度申請分については105万3,000円、平成27年度申請分については75万6,000円、平成28年度申請分については67万5,000円の合計248万4,000円の返還を求める決定（本件返還決定）をしたことは、適正である。

- (2) これに対し、審査請求人は、平成21年に処分庁から説明を受けたところに従い、有期雇用労働者については、契約を1年以上更新している場合に限り、常用雇用労働者に含めて計上していると主張する（上記第1の3、「障害者納付金・調整金制度計算方法の指摘事項について」と題する書面）。そして、一件記録によれば、本件調査の際に、平成21年当時の相談メモ（以下「本件メモ」という。）が存在していることが確認されている。

しかし、本件メモの内容は、「1年以上更新している場合は含める」という簡単な内容のものであるところ、局長通達は、有期雇用労働者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上、期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者、すなわち、①「過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者」又は②「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」は、「常時雇用する労働者」、すなわち、常用雇用労働者とするを定めている（上記第1の1の(7)のイの(イ)）から、本件メモは、上記①の者の取扱いについて言及したものにすぎず、上記②の者の取扱いについては何ら言及していないものと解することができる。

そして、処分庁が当時の担当者に対して行ったヒアリングの結果によれば、同人には、はっきりした記憶がなく（ヒアリングの内容を記載した書面）、同人が審査請求人の主張するような説明をしたか否かを確認することができなかったが、平成21年度の記入説明書には、局長通達の上記の定めと同じ内容が記載されているほか、雇用契約等において雇用契約の更新等に係る規定が明記されている労働者は上記②の者として取り扱うことが記載されているから、処分庁の当時の担当者がこれらの記載内容と異なる説明をしたとは考えられない（なお、審査請求人が本件各申請書を作成する際に参考にしたと考えられる平成26年度、平成27年度及び平成28年度の各記入説明書にも、平成21年度の記入説明書と同じ内容が記載されている。）。

以上によれば、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

本件返還決定の通知書（以下「本件通知書」という。）には、本件返還決定の理由として、「常用雇用労働者数が誤って計上されていたことが判明したため」との記載がされている（上記第1の2の(6)）。しかし、本件返還決定は、常用雇用労働者数の計上誤り及び雇用障害者数の計上誤りを理由としてされたものである（上記2の(1)）から、常用雇用労働者数の計上誤りについてのみ言及した本件通知書の上記記載は、不十分な内容のものであるといわざるを得ない。

本件では、処分庁は、審査請求人に対し、本件通知書を送付するに先立ち、本件各算定調査書を送付して、その記載内容の確認を求めており（上記第1の2の(4)及び(5)）、本件各算定調査書において常用雇用労働者数の計上誤りのみならず、雇用障害者数の計上誤りについても具体的に記載している（上記2の(1)）。このような経緯を踏まえるならば、本件通知書においては、本件返還決定の理由として、「平成26年度申請分、平成27年度申請分及び平成28年度申請分に係る各算定調査書に記載したとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」と記載すべきであったと考えられる。処分庁においては、今後の運用を改善されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮

問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美